

議第48号

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成 2 年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号アの表中「250」を「270」に、「450」を「480」に、「200」を「220」に、「360」を「380」に改め、同項第 2 号の表中「1,360」を「1,450」に、「2,710」を「2,900」に、「5,440」を「5,820」に改め、別表第 2 項第 1 号中「34,200円」を「36,600円」に改め、同項第 2 号アの表中「18,000」を「19,300」に、「23,500」を「25,100」に改め、同号イの表中「2,800」を「2,700」に、「3,900」を「3,800」に改め、同項第 3 号の表中「5,260」を「5,390」に、「10,000」を「9,680」に、「16,400」を「15,900」に、「32,600」を「31,500」に、「2,670」を「2,790」に、「2,980」を「3,020」に、「2,940」を「3,080」に、「3,600」を「3,630」に、「3,650」を「3,860」に、「4,750」を「4,970」に、「12,000」を「12,500」

に、

同	20,000
同	70,400

を

「

同	20,400
同	75,300

」に、「60,000」を

「63,700」に、「1,400」を「1,360」に、「28,900」を「28,000」に、「115,000」を「120,000」

に、「6,000」を「6,280」に、

両 た き 式 角 窯	同
-------------	---

「

20,000

」を「

両 た き 式 角 窯	同	21,400
-------------	---	--------

」

に改める。
」

付 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。